

社会保障論評22-006号 (作成日: 2022年8月17日)

「毎月決算型投信、再び脚光」 朝日新聞2022年8月17日付朝刊4面

<参照すべき資料: [https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220527/20220527\\_1.pdf](https://www.fsa.go.jp/news/r3/sonota/20220527/20220527_1.pdf)>

- 「運用収益から分配金がこまめにもらえる「毎月決算型」の投資信託の人气が復活し、新たな投資が解約や償還を6年ぶりに上回っている」との記事である。「元本を削ってまで分配金を出す手法が問題視されて投資家は離れていた」のになぜか、と問っている。
- 「毎月決算型は2010年代前半に、分配金が毎月得られる商品として高齢者から人気を集めた。だが、実際は十分な運用収益を出せず、元本を取り崩して分配金にあてるファンダが続出。金融庁から問題視され、投資家離れが進んだ。」という状況だったのである。
- 復活の最大の理由は、「年金支給月以外にお金を受け取りたいというニーズが引き続き強い」ということなのであるが、金融庁が指摘するように、「税金や複利効果の面でデメリットがあるため、若年層などの資産形成層に向く商品ではない」という問題がある。
- 需要型の要因は、無知な高齢層の「年金代わり」だが、供給側の方の要因では、手数料稼ぎが大きい。「市場平均より高い運用成績を目指す「アクティブ型」の投信が多く、手数料が比較的高い傾向」で、市場平均を目指す「インデックス型」を遥かに上回る。
- そもそも、個別株の株式投資においては、収益を上回る配当は商法違反であり、あり得ない。投信は多数銘柄の集合体であるので、そのような規制が働かないわけだが、そのことを悪用して手数料稼ぎに走るなど、あってはならない犯罪的行為ではないだろうか。
- ただ、過去を振り返れば、年金基金の資産運用でも、同様の事が行われていた。それは他の保険資産と合同運用する生保の利回りに対して、信託側が、評価益のある資産を売却してキャピタル・ゲインをインカムに追加して対抗した「利回り競争」の時代である。
- この時、本来なら考えられない商品が出現した。一つは、ブル・ベアファンドで、市場が強い(ブル)と弱い(ベア)場合のそれぞれに上昇する可能性のある銘柄を分けてセット販売するもので、もうかった方を売却してキャピタル・ゲインを得るものである。
- 当然ながら、残った方は損を抱えることになるが、売却しなければ実現損はでないから、じっと回復を待つわけである。どう考えてもおかしい投資家には背信的な商品だが、当時は、資産運用における時価評価が限定的だったので、表面化しづらい状況であった。
- もう一つは、デュアル・カレンシー債というもので、これは、毎期の利払を円ベースとし、満期償還時には外貨ベースとする二重通貨の商品であった。毎期の利払はインカムとして入ってきて利回りを向上させるが、その分は為替リスクを増大させることになる。
- 記事にあるように、「予想分配金提示型には米国株で運用する投信が目立(つ)」ことに対し、金融庁は、「どこまで米国株等の海外資産に投資するリスクを理解し、許容できるか、十分な確認の上で提供される必要がある」と警告しているところである。
- ねずみ講に似た「毎月分配型」の駆逐で、毎月の分配を保証しない「毎月決算型投資信託」が出てきたが、長期投資を旨とすべき「投信」で「毎月」決算など愚の骨頂である。知識がなければカモにされるが、それでも投資は「自己責任」とされている。(以上)